

建物所有者・管理者の皆様へ

定期報告における調査・検査の様式の一部改正等について（お知らせ）

定期報告における国の告示が改正（令和 6 年 6 月 28 日、令和 7 年 1 月 29 日公布、いずれも令和 7 年 7 月 1 日施行）され、定期調査、定期検査（建築設備（昇降機を除く。））及び定期検査（防火設備）の調査・検査の項目、方法及び判定基準等が一部変更されました。

これに伴い、名古屋市建築基準法等施行細則及び関連する告示の一部改正等を行い、調査・検査の様式を一部変更します。

令和 7 年度の定期報告につきましては、令和 7 年 7 月 1 日以降は、改正された新様式により調査・検査を実施し、報告書を作成して提出してください。

1. 変更される様式について

【定期調査】

◆定期調査票（名古屋市第 1 号様式）の様式が変わります。

- ・防火設備の欄に常時閉鎖式防火扉を追加しました。
- ・「耐震改修促進法」に関する項目を簡素化しました。

◆調査結果表の様式が変わります。（調査項目の追加・移行があります。）

- ・スプリンクラー設備の設置状況の項目を追加しました。
- ・調査報告の換気設備（第一種換気設備及び空気調和設備を除く）、可動式防煙壁（機械排煙設備のない特定建築物に設けたもの）、非常用の照明装置（予備電源内蔵型）の作動状況等、常時閉鎖式防火扉の項目を、「4 建築物の内部」及び「5 避難施設等」から「7 上記以外の調査項目」（特定行政庁の指定する項目）に移行しました。

【定期検査（建築設備（昇降機を除く。））】

◆検査結果表の様式が変わります。（以下の検査項目の追加があります。）

- ・換気設備の給気口、排気口における物品の放置の状況
- ・非常用の照明装置の照明の妨げとなる物品の放置の状況

【定期検査（防火設備）】

◆検査結果表の様式が変わります。

- ・防火設備の定期検査報告の対象は、従来と同様に、随時閉鎖式の防火設備のみです。
- ・常時閉鎖式防火扉については、特定行政庁が定める調査項目として、定期調査報告で調査結果を報告してください。

2. 調査・検査方法の変更について

◆「目視」により確認するとされていた調査・検査方法は、「目視又はこれに類する方法」により確認することができるようになります。

※「これに類する方法」：赤外線装置・可視カメラ・センサー等の新技術

3. 報告書の提出時期について

- ・令和7年度の対象の報告を改正前（令和7年6月30日まで）に提出した場合、追加された項目について、改正後に改めて報告する必要はありません。
- ・改正前に定期調査・検査を実施し、改正後に報告する場合、改正前の調査結果表又は検査結果表を使用することは可能です。

4. 変更される様式の情報提供について

今後、市の公式ウェブサイトで情報提供する予定です。

名古屋市公式ウェブサイト「建築基準法に基づく定期報告制度」

[https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/39-6-3-9-2-0-0-0-0.html](https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/39-6-3-9-2-0-0-0-0-0.html)



5. 参考：国の告示改正について

国土交通省のウェブサイトに改正内容が掲載されていますのでご覧ください。

国土交通省ウェブサイト「建築基準法に基づく定期報告制度について」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html



《問い合わせ先》

名古屋市 住宅都市局 建築指導部

建築安全推進課 建築防災担当

TEL 052-972-2923

mail : teiki-juto@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp